

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公表特許公報(A)

(11) 特許出願公表番号

特表2010-537303

(P2010-537303A)

(43) 公表日 平成22年12月2日(2010.12.2)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
G06Q 20/00 (2006.01)	G06F 17/60 402	5B017
G06Q 10/00 (2006.01)	G06F 17/60 512	
G06F 21/24 (2006.01)	G06F 12/14 560A	

審査請求 未請求 予備審査請求 未請求 (全 17 頁)

(21) 出願番号 特願2010-521538 (P2010-521538)  
 (86) (22) 出願日 平成20年8月24日 (2008. 8. 24)  
 (85) 翻訳文提出日 平成22年3月10日 (2010. 3. 10)  
 (86) 国際出願番号 PCT/IL2008/001156  
 (87) 国際公開番号 W02009/024988  
 (87) 国際公開日 平成21年2月26日 (2009. 2. 26)  
 (31) 優先権主張番号 60/965, 575  
 (32) 優先日 平成19年8月22日 (2007. 8. 22)  
 (33) 優先権主張国 米国 (US)  
 (31) 優先権主張番号 61/037, 511  
 (32) 優先日 平成20年3月18日 (2008. 3. 18)  
 (33) 優先権主張国 米国 (US)

(71) 出願人 310017873  
 セロカート リミテッド  
 イスラエル国, ハイファ 33095, パ  
 ル ヤム ストリート 16  
 (74) 代理人 100091683  
 弁理士 ▲吉▼川 俊雄  
 (72) 発明者 セロカート リミテッド  
 イスラエル国, ハイファ 33095, パ  
 ル ヤム ストリート 16  
 Fターム(参考) 5B017 AA08 CA14 CA16

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 クレジットカード端末を用いたセキュリティ保護した取得プロセス

(57) 【要約】

本発明はクレジットカードの詳細情報を、全取得プロセスを通して、サプライヤ又は売手に暴露又は漏洩しないようにして、クライアントがクレジットカードを使用して品物を取得することを管理するシステム及び方法を、提供する。この方法により、クレジットカードの不正使用を虞れてインターネットを介して商品を購入していない新たなユーザを、開拓できる。また、この方法により、クレジットカードの詳細情報を後日不正使用される虞れから、サプライヤに直接又は間接的にクレジットカードの詳細情報が露出してしまいうクレジットカードを使用した商品購入をしていない新たなユーザを開拓することもできる。

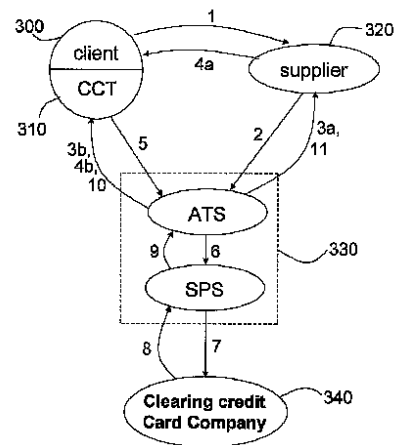


Fig 3

【選択図】 図3

**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

クライアント取得データ（CAD）を、サプライヤに送信し、極秘データを信頼できる関係者だけに示しながら、ユーザがサプライヤから取得するプロセスを実行するシステムであって、該システムには：

ユーザ及び支払明細に関する極秘データを認証できるトラステッドシステム、を含み、前記ユーザは、前記サプライヤから商品を取得し、支払情報のみを、直接前記トラステッドシステムに送信すること、を特徴とするシステム。

**【請求項 2】**

前記サプライヤは、取得を実行可能な、ウェブサイト等の広告チャネル、インターネットの商業的サイト、テレビを介して商品を提供すること、を特徴とする請求項 1 に記載のシステム。

**【請求項 3】**

前記商品を、品物又はサービスとすること、を特徴とする請求項 1 に記載のシステム。

**【請求項 4】**

前記極秘データを送信するクレジットカード端末（CCT）を更に含むこと、を特徴とする請求項 1 に記載のシステム。

**【請求項 5】**

前記 CCT を、コンピュータのキーボードに内蔵した装置等の端末、再構成又は再プログラムしたクレジットカード端末、携帯電話とすること、を特徴とする請求項 4 に記載のシステム。

**【請求項 6】**

前記 CAD には、選択した商品、取得量及び取得条件、前記商品の出荷先名及び住所、支払条件、前記 CCT への通信手段の ID 等の詳細情報を含むこと、を特徴とする請求項 4 に記載のシステム。

**【請求項 7】**

前記 CCT は、前記極秘データを受信でき、且つ前記極秘データを暗号化して、前記トラステッドシステムに該データを送信できること、を特徴とする請求項 4 に記載のシステム。

**【請求項 8】**

前記トラステッドシステムには、取得転送サーバ（ATS）と、セキュリティ保護した支払サーバ（SPS）を含むこと、ATS は、前記ユーザから極秘情報、前記サプライヤから取得情報を受信できること、前記 ATS は、認証のために情報を SPS に送信できること、を特徴とする請求項 1 に記載のシステム。

**【請求項 9】**

前記極秘情報をクレジットカードの詳細情報とし、前記システムには、クレジットカード決済システムを更に含むこと、を特徴とする請求項 1 に記載のシステム。

**【請求項 10】**

ユーザの極秘詳細情報をサプライヤに示さずに取得プロセスを扱う方法であって、該方法には、トラステッドシステムに前記極秘情報を示すこと、を含み、前記商品のサプライヤには、前記極秘情報を露出しないこと、を特徴とする方法。

**【請求項 11】**

CCT を備えるユーザがサプライヤからの取得プロセスを扱う方法であって、該方法には：

クライアント取得データ（CAD）を前記サプライヤに送信すること；

トラステッドシステムだけに極秘情報を示すこと；

前記ユーザに関する前記極秘データ及び支払明細について、確認及び認証すること、を含み、

前記ユーザは前記サプライヤから前記 CAD を用いて商品取得し、支払情報を前記 CCT

10

20

30

40

50

Tで、前記支払明細の認証を担当するトラステッドシステムのみ直接送信すること、  
を特徴とする方法。

【請求項12】

前記CADには、選択した商品、取得量及び取得条件、商品出荷先名及び住所、支払条件、前記CCTへの通信手段のID等の詳細情報を含むこと、を特徴とする請求項11に記載の方法。

【請求項13】

前記示す支払情報を前記CCTで暗号化し、前記トラステッドシステムに送信すること、  
を特徴とする請求項11に記載の方法。

【請求項14】

前記示す極秘情報を、トラステッドシステムにのみ示すことを、取得転送サーバ(ATS)及びセキュリティ保護した支払サーバ(PPS)に送信することとし、ATSは、前記ユーザのCCTからの前記極秘情報及び前記サプライヤからの取得CAD情報を受信できること、を特徴とする請求項11に記載の方法。

【請求項15】

前記ユーザに関する前記極秘データ及び支払明細を確認及び認証することを、前記PPSによって行うこと、を特徴とする請求項14に記載の方法。

【請求項16】

前記極秘情報には、ユーザのクレジットカード情報を含むこと、を特徴とする請求項11に記載の方法。

【請求項17】

前記ユーザに関する前記極秘データ及び支払明細を確認及び認証するために、前記PPSにより、前記データをクレジットカード決済システムに転送すること、を特徴とする請求項14及び16に記載の方法。

【請求項18】

前記取得プロセスを完了すること、及び前記極秘データの認証が成功した際に、前記トラステッドシステムにより、前記ユーザ及び前記サプライヤに通知すること、を更に含むこと、を特徴とする請求項11に記載の方法。

【請求項19】

前記取得プロセスを完了すること、及び前記極秘データの認証が成功した際に、前記トラステッドシステムにより、前記ユーザ及び前記サプライヤに通知すること、を更に含み、該通知には、商業的データを包含すること、を特徴とする請求項11に記載の方法。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、クレジットカードのセキュリティ保護した使用に関する。特に、本発明は、セキュリティ保護したクレジットカードのトランザクションを、クレジットカードの詳細情報をサプライヤ又は売り手に全取得プロセスを通して露出又は漏洩しないようにクレジットカード端末を使用して、可能にする方法に関する。

【背景技術】

【0002】

人々は、随所で、至る所からクレジットカードを安全に使用したいが、クレジットカードの詳細情報が直接又は間接的に電話、IVR(双方向音声応答)又はインターネットで露出する虞れがあるため、そうできない。

【0003】

現在の、売場で直接使用しない場合のクレジットカードの使用方法として、ユーザがインターネットで又はカタログから商品を選択した後、例として、ユーザ(購入者)は、自分のクレジットカードの詳細情報を、電話で、又はインターネット上のフォームに記入して、提供する；例として、売り手はクレジットカード決済会社を使ってクレジットカードの信用証明と残高を確認し、当該クレジットカードがその販売に対して承認されると、売

10

20

30

40

50

り手は商品を提供し、クレジットカードに請求する。このプロセスについて、図 1 及び図 2 に図式的に表現している。

【0004】

上記プロセスでは、幾つかの箇所で、自分の暗証番号又はその他の、情報を中継するセキュリティ保護した手段又は異なる場所に保存して情報を保護する手段を使用している。にもかかわらず、売り手による又は売場での又は配信サーバからのクレジットカード情報の不正使用や盗用があることが、よく知られている。

【0005】

従来技術（米国特許第 5754655 号、システム・フォー・リモート・パーチェス・ペイメント・アンド・リモート・ビル・ペイメント・トランザクションズ（System for remote purchase payment and remote bill payment transactions）、ヒューズ；トーマス・エス（Hughes；Thomas S.）及びモリーナ；グスタボ（Molina；Gustavo））では、端末を、ユーザが遠隔で代金を支払うトランザクションや遠隔で料金を支払うトランザクションを遠隔ホストコンピュータで実施可能にするために提供している。メモリを、代金支払トランザクションのトランザクション・ログを保存するコントローラに接続し、トランザクション・ログにおける各代金支払トランザクションには、代金支払トランザクションの日付と時間、代金支払トランザクションの金額、加盟店を特定する情報、購入した商品又はサービスを特定する情報、及びトランザクションを特定するデータを、含む。

10

20

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

本発明の目的は、クレジットカードの詳細情報を全取得プロセスを通してサプライヤ又は売り手に露出又は漏洩しないようにして、クライアントがクレジットカードを使用して品物を取得することを管理する方法及びシステムを、提供することである。

【0007】

本発明の別の目的は、取得プロセスを管理するトラステッドサーバを提供することである。

【課題を解決するための手段】

30

【0008】

従って、本発明の好適実施例により、クライアント取得データ（CAD）を、サプライヤに送信し、極秘データを信頼できる関係者だけに示しながら、ユーザによるサプライヤからの取得プロセスを実行するシステムを提供し、該システムには：

ユーザ及び支払明細に関する極秘データを認証できるトラステッドシステム、を含み、ユーザは、サプライヤから商品を取得し、支払情報のみを、直接上記トラステッドシステムに送信する。

【0009】

更にまた、本発明の別の好適実施例によれば、サプライヤは、商品取得を実行可能な、ウェブサイト等の広告チャネル、インターネットの商業的サイト、テレビを介して商品を提供する。

40

【0010】

更にまた、本発明の別の好適実施例によれば、商品を、品物又はサービスとする。

【0011】

更にまた、本発明の別の好適実施例によれば、上記システムには、極秘データを送信するクレジットカード端末（CCT）を更に含む。

【0012】

更にまた、本発明の別の好適実施例によれば、CCTを、コンピュータのキーボードに内蔵した装置等の端末、再構成又は再プログラムしたクレジットカード端末、携帯電話とする。

50

## 【 0 0 1 3 】

更にまた、本発明の別の好適実施例によれば、C A Dには、選択した商品、取得量及び取得条件、商品の出荷先名及び住所、支払条件、C C Tへの通信手段のI D等の詳細情報を含む。

## 【 0 0 1 4 】

更にまた、本発明の別の好適実施例によれば、C C Tは、極秘データを受信でき、且つ該極秘データを暗号化して、上記トラステッドシステムに該データを送信できる。

## 【 0 0 1 5 】

更にまた、本発明の別の好適実施例によれば、上記トラステッドシステムには、取得転送サーバ(A T S)と、セキュリティ保護した決済サーバ(S P S)とを含み、A T Sは、ユーザから極秘情報、サプライヤから取得情報を受信でき、該A T Sは、認証のために情報をS P Sに送信できる。

10

## 【 0 0 1 6 】

更にまた、本発明の別の好適実施例によれば、極秘情報をクレジットカードの詳細情報とし、上記システムには、クレジットカード決済システムを更に含む。

## 【 0 0 1 7 】

更にまた、本発明の別の好適実施例によれば、ユーザの極秘詳細情報をサプライヤに示さずに取得プロセスを扱う方法であって、該方法には、トラステッドシステムに極秘情報を示すこと、を含み、商品のサプライヤには、極秘情報を露出しない。

## 【 0 0 1 8 】

従って、本発明の好適実施例によれば、C C Tを備えるユーザがサプライヤからの取得プロセスを扱う方法であって、該方法には：

20

クライアント取得データ(C A D)をサプライヤに送信すること；

ユーザに関する極秘データ及び支払明細について、確認及び認証すること、を含み、

ユーザはサプライヤからC A Dを用いて商品を取得し、支払情報をC C Tで、該支払明細の認証を担当するトラステッドシステムのみ直接送信する。

## 【 0 0 1 9 】

更にまた、本発明の別の好適実施例によれば、上記S P Sにより、ユーザに係する極秘データ及び支払明細について確認及び認証する。

## 【 0 0 2 0 】

更にまた、本発明の別の好適実施例によれば、極秘情報には、ユーザのクレジットカード情報を含む。

30

## 【 0 0 2 1 】

更にまた、本発明の別の好適実施例によれば、ユーザに関する極秘データ及び支払明細を確認及び認証するために、S P Sにより、該データをクレジットカード決済システムに転送する。

## 【 0 0 2 2 】

更にまた、本発明の別の好適実施例によれば、取得プロセスを完了すること、及び極秘データの認証が成功した際に、上記トラステッドシステムにより、ユーザ及びサプライヤに通知すること、を更に含む。

40

## 【 0 0 2 3 】

更にまた、本発明の別の好適実施例によれば、取得プロセスを完了すること、及び極秘データの認証が成功した際に、トラステッドシステムにより、ユーザ及びサプライヤに通知すること、を更に含み、該通知には、商業的データを包含する。

## 【 0 0 2 4 】

本発明を、本明細書では、ほんの一例として、添付図を参照して、記載する。以下に、そうした図面について特に詳細に言及するが、図示した細部については、例として、本発明の好適実施例の説明に役立つ詳解のみを目的とするものであり、最も有用で、本発明の原理及び概念的見地を容易に理解可能にする記載と思われるものを提供するために、提示したものであることを、強調したい。この点で、本発明を基本的に理解するのに必要な以

50

上に詳細な本発明の構造については、示していないが、そうした図面を用いた説明により、如何にして複数の本発明の形態を実際に具現化可能かが、当業者には明白になるであろう。

【0025】

明瞭化のため、不必要な要素を図面によっては省略している。

【図面の簡単な説明】

【0026】

【図1】クレジットカードで品物の取得を行うための従来技術で知られる方法を示す。

【図2】クレジットカードで品物を取得するための従来技術で知られるシステム及びプロトコルを示す。

【図3】本発明の好適実施例による、セキュリティ保護した取得を実行できるシステムを示す。

【図4】本発明の好適実施例による、セキュリティ保護した取得を実行できるシステムの取得プロセスの詳細な実施例を、一例として、示す。

【発明を実施するための形態】

【0027】

本発明は、クレジットカードの詳細情報を全取得プロセスを通してサプライヤ又は売手に露出又は漏洩しないようにして、クライアントがクレジットカードを使用して品物取得することを管理する方法及びシステムを、提供する。この方法により、クレジットカード不正行為を虞れて、インターネットで商品を購入していない新たなユーザを開拓できる。また、同方法により、クレジットカードの詳細情報を後日不正使用される虞れから、サプライヤに直接又は間接的にクレジットカードの詳細情報が露出してしまいうクレジットカードを使用した商品購入をしていない新たなユーザを開拓することもできる。

【0028】

本発明は、クライアントのクレジットカード端末(CCT)を介して商品を購入する新たな方法を提供するが、該端末を、例えば携帯電話とし、該携帯電話を介してクレジットカードの詳細情報を、クレジットカード決済サーバに安全な方法で直接転送するが、該サーバには、取得転送サーバ(ATS)及び代金保全サーバ(SSP)を含み、クライアントのクレジットカード詳細情報を、販売当事者には示さない。本発明で提示する方法を使用するクレジットカード会社及びクレジットカード決済会社のみ、クレジットカードの詳細情報を報告する。クレジットカード及び信用限度額の認証を、ATS及びSSPによって行う。任意には、ATSとSSPが、クレジットカード決済会社のものではないトラステッドシステムの一部である場合、データを、クレジットカード決済会社で認証するためのSSPに、送信する。トランザクションが認証されると、商品の取得が承認され、クレジットカードに請求可能になる。

【0029】

クライアントが購入プロセスを初期化すると、取得トランザクションを、クライアントのクレジットカード端末(CCT)を介して開始するが、該CCTを、例えば、コンピュータのキーボードに内蔵した装置、又は再構成した、例えば再プログラムしたクレジットカード端末として特別に作製する、或は言及した用途用に構成した装置、例えば必要な目的に応じて構成した、暗号化チップを任意に備えた携帯電話と一体化させて、特別に作製する。

【0030】

次に、図1について言及するが、図1では、クレジットカードで商品を取得するための従来技術で既知の方法を示す。クライアントは、提供者から購入する商品を選ぶ、100; 次に、クライアントは、クレジットカード情報及び他の詳細情報をサプライヤに転送する、110; 次に、サプライヤのサイトにあるシステムにより、取得トランザクションを初期化する、120; 次に、該システムが、クレジットカード会社に承認通知を要求し、これを受信する、130; 次に、トランザクションを完了し、クライアントは提供者から商品を受領し、クレジットカードに請求される。この方法では、ユーザのクレジットカ

10

20

30

40

50

ードの詳細情報が、サプライヤに漏洩することに、注意されたい。

【0031】

次に、図2について言及するが、図2では、クレジットカードで商品を取得するための従来技術で既知のシステム及びプロトコルを示す。このシステムでは、3つのエンティティ：クライアント200と、サプライヤ210と、クレジットカード決済会社220とが存在する。図の矢印は、エンティティ間のデータ送信方向を表し、矢印の数字は、メッセージIDを表す。1では、商品の要求とクレジットカード情報をサプライヤに送信する；2では、サプライヤは、クレジットカード決済会社に、クライアント及びクライアントの信用限度額について認証を要求する；3及び4では、回答がサプライヤ及びクライアントに提供される。

10

【0032】

次に、図3について言及するが、図3では、本発明の好適実施例による、セキュリティ保護した取得を実行可能なシステム及び方法について説明している。セキュリティ保護した取得を実行するシステムには、4つのエンティティ：購入を実行する、好適にはCCT310を有するクライアント300と、好適には、取得を実行できるウェブサイトをも有するサプライヤ320と、クライアントと対話する信頼可能なセキュリティ保護したトラステッドシステム330と、サプライヤと、クレジットカード決済会社340と、を含む。図の矢印は、これらエンティティ間のデータ送信方向を表し、矢印の数字は、メッセージIDを表す。

20

【0033】

本発明の好適な方法によれば、クライアントは、インターネット上、又はテレビ、又はカタログの商業的サイトをブラウズして、品物又はサービスを購入する。1では、メッセージをリンク又は仮想リンク（通話等）で送信する；次に、クライアントはクライアント取得データ（CAD）をサプライヤに提供する。CADには、選択した商品又はサービス、取得数量や取得条件、品物出荷先の氏名及び住所、支払条件を含む；任意には、他の如何なる関連データも提供できる。クレジットカードの詳細情報をその時点では提供しない。

30

【0034】

その後、殆どの商業的サイトと同様に、サプライヤにより、取得した情報を含むトランザクションを生成して、取得情報のクライアント概要に送信する。加えて、本発明によれば、クライアントは、CADにセキュリティ保護した手段のID又はクライアントやカード決済サービスがクレジットカード情報を安全に転送するために使用するCCT等の装置のIDを提供することが、求められる。次に、サプライヤはメッセージ2を、固有のサプライヤID（USI）とクライアント取得データ（CAD）と共に、関連するクレジットカード決済サービスの取得転送サーバ（ATS）に、送信する。任意には、これを、ウェブサイト請求書作成ソフトウェアを介して、又は、本発明の好適な方法として電子Webサービスを新たに拡張して、行う。CADが、ATSで認証され、取得トランザクションをサプライヤが承認し、データが無事認証を通過した場合、CADをATSデータベースに保存し、固有な取得ID（UAI）を作成する。チェック（認証）が失敗であった場合、ウェブサイト又はソフトウェアにより、エラーコードを含む警告メッセージ及びCADの修正を実行できるエラー処理手段を提供する。

30

40

【0035】

次に、ATSはメッセージ3を、ATS内で作成したUAIと共に、サプライヤのウェブサイト又はソフトウェアに、返信する。UAIを、CCTで使用できるように、クライアントにも送信する。また、任意のシナリオでは、クライアントは、CAD内に、CCTと通信するための詳細情報、例えば電話アクセス番号等も提供する。かかる方法では、ATSはメッセージ4bで直接CCTにUAIを送信する。任意には、UAIを、メッセージ4aでサプライヤからクライアントに送信する。クライアントは、CCTを使用し、自分のクレジットカードの関連詳細情報を加える。CCTのソフトウェアは、この情報を使用して、クレジットカードデータ（CCD）を生成する。任意には、CCDを暗号化する

50

こともできる。

【0036】

次に、CCTは、CCD及びUAIをメッセージ5でATSに送信する。ATSは、メッセージ5からUAIデータを使用し、該データを生成したUAIと結合する。対応する固有なサプライヤID(USI)、及びサプライヤがメッセージ2で提供したクライアント取得データ(CAD)を、クライアントが特定のUAIに対して提供したクレジットカード情報(CCD)と結合する。

【0037】

次に、ATSはセキュリティ保護した支払サーバ(SPS)に、メッセージ6で、USI、CAD、CCDと共に、送信する。任意には、ATSは並行して、CCTを介して、  
10 処理通知メッセージをクライアントに送信できる。

【0038】

次に、SPSは、クレジットカード決済会社に、メッセージ7を、USI、CAD、CCDと共に、送信し、トランザクションを認証するよう要求する。任意には、SPSを、クレジットカード決済会社のサーバとする。クライアントの信用証明及び信用限度額を、クレジットカード決済会社でチェックする。

【0039】

次に、クレジットカード決済会社のサイトで、返信メッセージ8を生成して、該メッセージをSPSに返信する。このメッセージを、失敗又は成功通知とすることができる。SPSから、該メッセージをメッセージ9でATSに送信する。その結果をATSで翻訳して、クライアントCCTにメッセージ10で、及びサプライヤにメッセージ11に送信する。  
20

【0040】

失敗メッセージと同時に、CCTには、メッセージ10で、エラーコード及びCCDの修正を実行できるエラー処理手段を含む警告メッセージを提供し、サプライヤには、メッセージ11で失敗について通知する。

【0041】

トランザクションが承認された場合、トランザクション成功ID(TSI)を、対応するUAIと共にATSデータベースに保存し、取得を完了する。TSIの他にも成功メッセージを、サプライヤのウェブサイト(メッセージ11)と、CCT(メッセージ10)との両方に送信する。  
30

【0042】

任意には、クライアントは、結果がCCT又はサプライヤのウェブサイトに表示されるのを待つ。当然ながら、好適には、クライアントの待ち時間中、商業的データ又は任意のクライアント固有データを、CCT装置に又はサプライヤのウェブサイトに表示することができる。

【0043】

任意には、TSI及び成功メッセージと共に、コマーシャルを、サプライヤのウェブサイトとCCTに送信する。また、CCTへのクライアント固有データに送信するのも任意である。取得情報とトランザクション確認の両方を、購入証明としてCCTに保存する。  
40

【0044】

サプライヤのドメインでは、TSIを購入証明として現地の請求書作成システムにTSIを保存し、取得情報及びトランザクション確認をクライアントにサプライヤのウェブサイトを通じて表示できる。クライアントが購入した商品は、サプライヤの購入フォームに入力した詳細情報に従って、当該クライアントに、CADの一部としてプロセスの開始時に、送付する。

【0045】

当然ながら、先に本明細書に記載したセキュリティ保護したサービス(トラステッドシステム)のオペレータは、セキュリティ保護したシステムを通して実行された各トランザクションに対する手数料を徴収する。手数料の徴収は、定額手数料又は取引金額の一定割  
50



合で徴収できる。その徴収については、クライアント、サプライヤ、クレジットカード会社、信用保険会社、携帯電話会社又はこれらの他の組み合わせからも、行うことができる。

【0046】

当然ながら、複数の待受ゾーンがCCTの他に、サプライヤのウェブサイトにもあり、該待受ゾーンでは、コマースや広告バナーを表示できる他、任意のクライアント固有データ、例えば毎月のクレジット報告書又はクライアントが要求した他の情報等を当該クライアントに、提示できる。本発明の好適実施例によれば、かかるサービスを一体化する方法を提示し、該方法では、料金を商業的キャンペーンから、当該キャンペーンを表示することに對して徴収する。本発明の別の好適実施例によれば、料金をクライアントから、要求された情報を表示することに對して徴収するが、該情報は、当該クライアントに提供できるもので、且つセキュリティ保護したクレジットカードトランザクションを介して品物を購入するプロセス全体を通して、要求できる。

10

【0047】

本発明の更なる別の実施例では、クライアント及びサプライヤに、クライアントが以前のトランザクションに関する報告書を夫々受信、問い合わせ、返金要求でき、他のサービスを受けることができるウェブサイトを、提供する。

【0048】

図4は、取得プロセスの詳細な実施例を示しており、該プロセスを、例として、セキュリティ保護した取得を、本発明の好適実施例に従い実行可能なシステムのものとする。図4では、本発明を実行するアルゴリズムの例のフローチャートを表す。

20

【0049】

取得プロセスを、線で囲んだアルゴリズムで例示するが、セキュリティ保護した取得を実行するソフトウェアを構成するために他のアルゴリズムを構築することも可能であることを強調しておく。当然ながら、本実施例により、本発明の範囲を決して限定するものではない。

【0050】

本発明では、クライアントが、自分のクレジットカードの詳細情報をセキュリティ保護するために、携帯電話等のクライアントのクレジットカード端末装置を使用して、品物を購入できる方法を提供する。クレジットカードの詳細情報の露出は、依然としてクライアントがクレジットカードを使用して品物を購入しない大きな要因の1つである。こうしたセキュリティ保護したトランザクションによって、新たなクライアントが、より安全で信頼できる取得方法で、自分のクレジットカードを使用する道を開くことができる。

30

【0051】

明らかに、本明細書に記載した、実施例の記述及び添付図は、本発明を一層理解するのにだけ役立つものであり、以下のクレームで包含する範囲を限定するものでない。

【0052】

また、明らかに、当業者は、本明細書の読後、添付図及び上述した実施例に對して、修正又は補正できるが、これらもまた、以下のクレームに包含されるものとする。

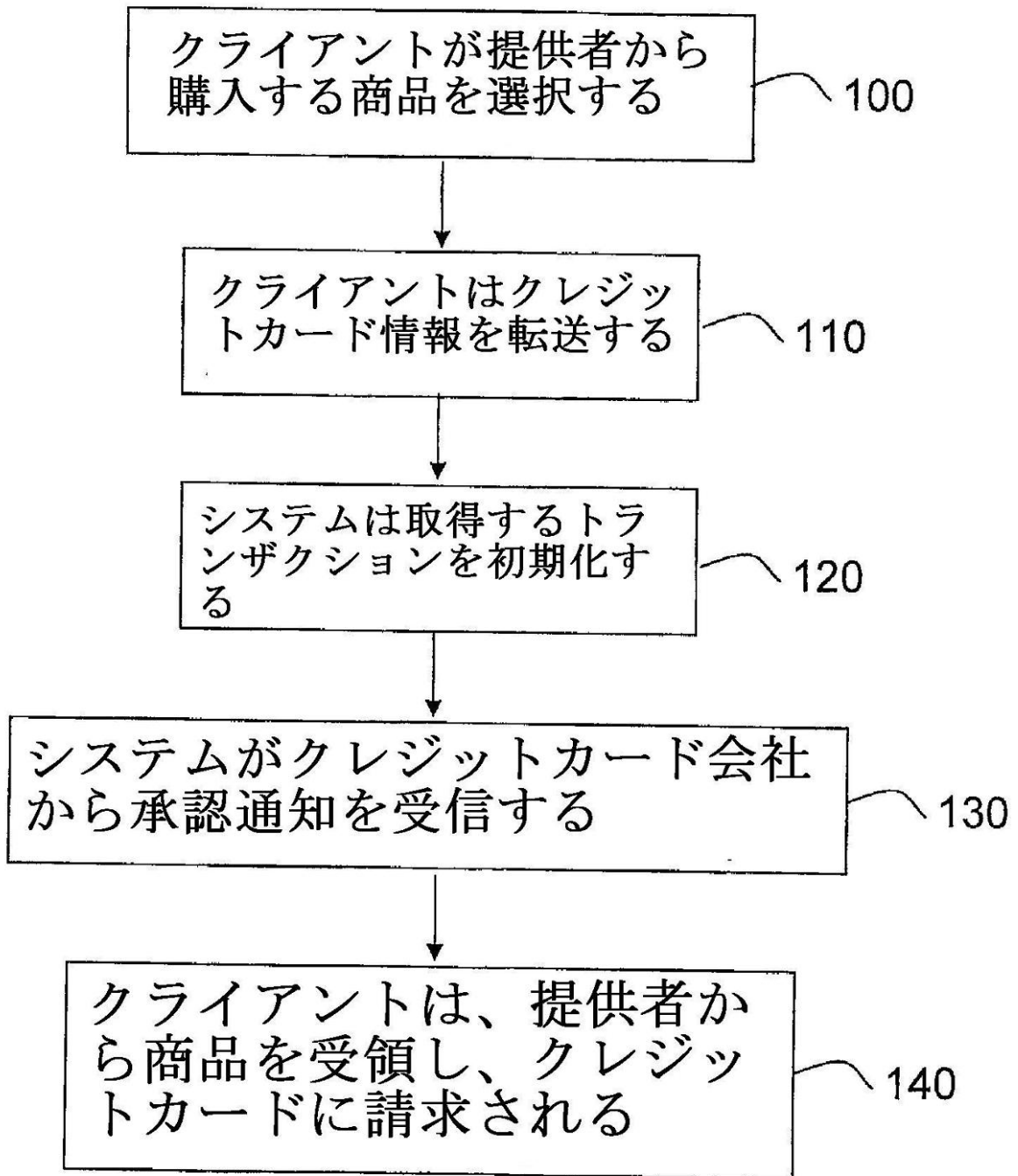
【符号の説明】

40

【0053】

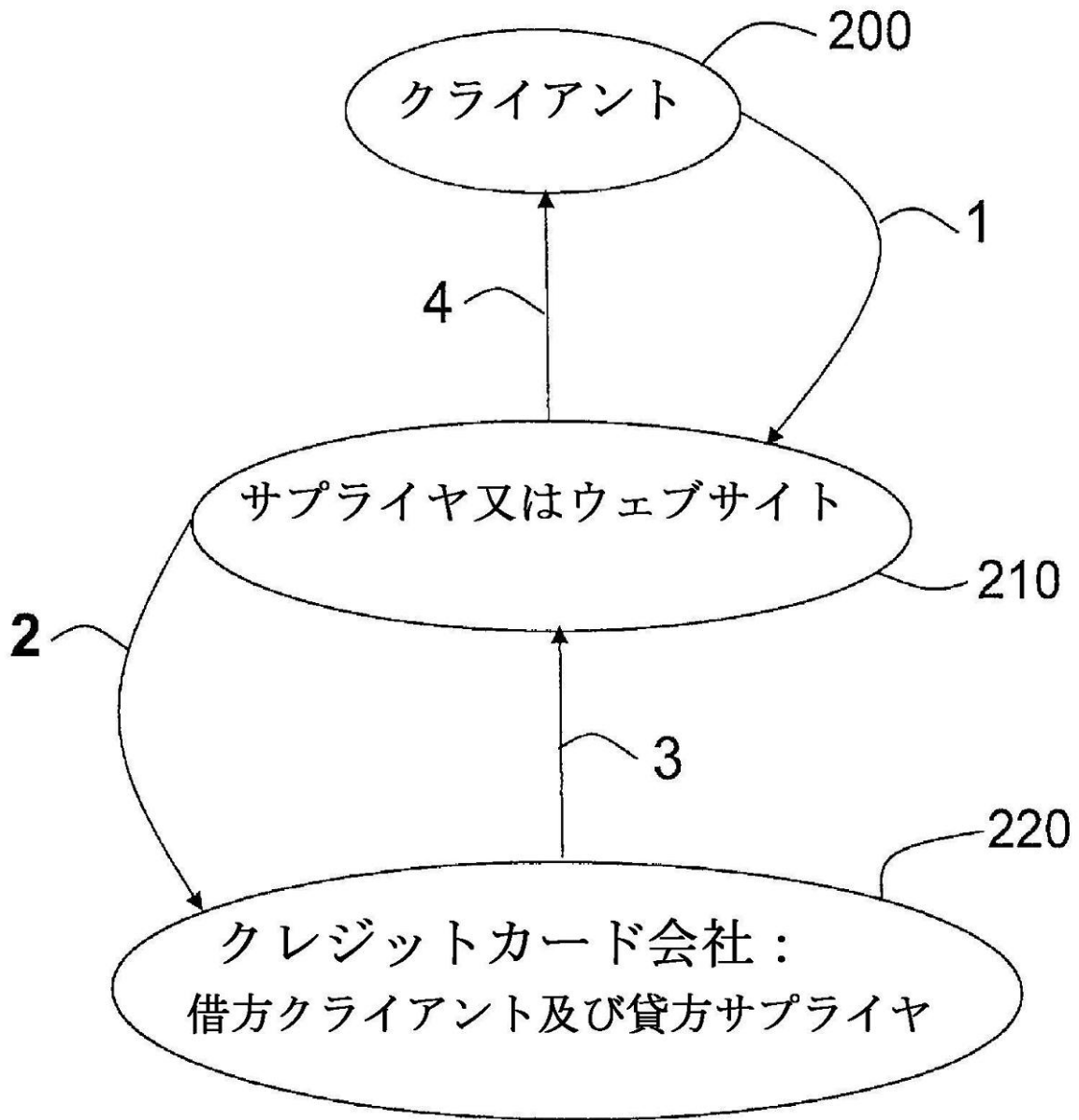
200、300 クライアント  
 210、320 サプライヤ  
 220、340 クレジットカード決済会社  
 310 クレジットカード端末  
 330 トラステッドシステム

【図1】



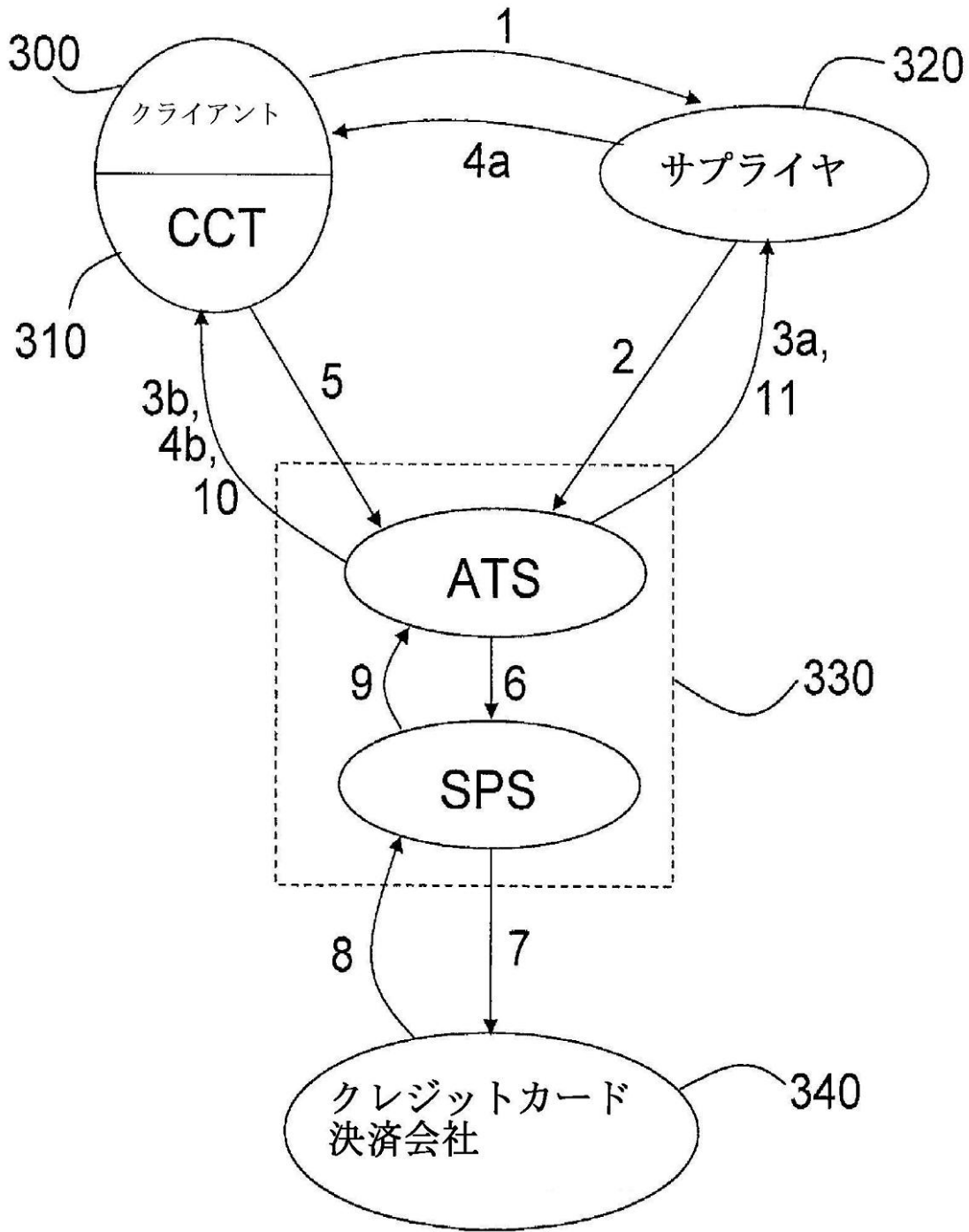
(従来技術)

【図2】

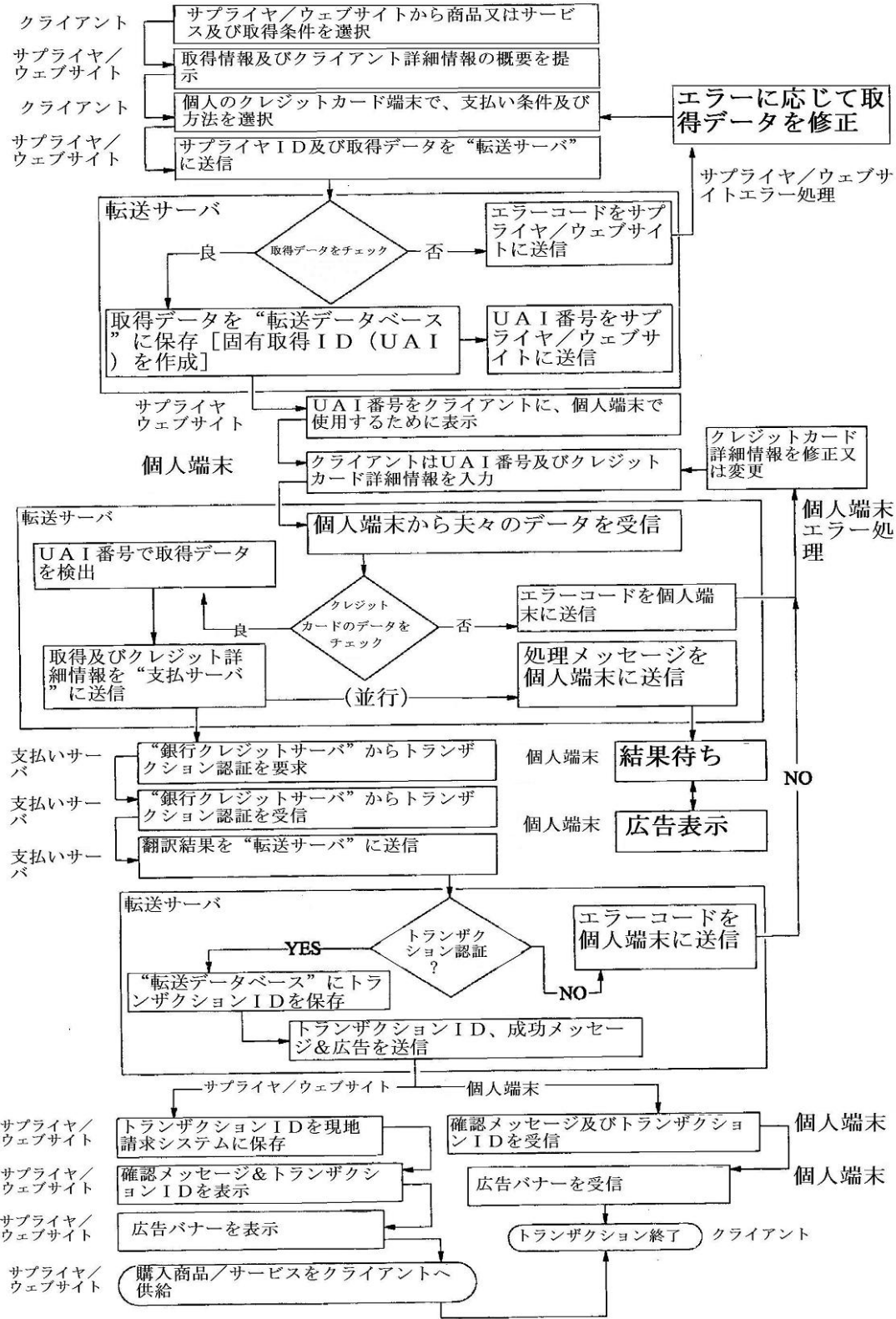


(従来技術)

【図3】



【図 4】



【手続補正書】

【提出日】平成22年4月20日(2010.4.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

**【補正の内容】****【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

クライアントによるサプライヤへの支払を管理する支払システムであって、該システムには：トランザクションデータを受信し、且つクレジットカード決済会社と前記トランザクションデータを通信するよう構成したトラステッド転送サーバを含み、前記トランザクションデータには：

( i ) 前記サプライヤから受信するサプライヤ ID データ及びクライアント取得データ；及び、

( i i ) 前記クライアントから受信する支払データ；を含み、

前記支払データを、前記クライアントが前記トラステッド転送サーバに直接提出すること、

を特徴とするシステム。

**【請求項 2】**

前記トラステッド転送サーバを、前記支払データを認証するように、更に構成すること、を特徴とする請求項 1 に記載のシステム。

**【請求項 3】**

前記支払データには、クレジットカードデータを含むこと、を特徴とする請求項 1 及び 2 の何れかに記載のシステム。

**【請求項 4】**

前記クライアント取得データには、品物のアイデンティティ、品物の数量、品物の金額、取得条件、クライアント名、出荷先住所、支払条件及びクライアントとの通信手段の ID、から成る群から選択する詳細情報を含むこと、を特徴とする請求項 1 乃至 3 の何れかに記載のシステム。

**【請求項 5】**

前記支払データを、前記クライアントから前記トラステッド転送サーバに提出するよう構成するクレジットカード端末を、更に含むこと、を特徴とする請求項 1 乃至 4 の何れかに記載のシステム。

**【請求項 6】**

前記クレジットカード端末を、前記支払データを暗号化するよう構成した、チップを有する装置、コンピュータキーボードに内蔵する装置、クレジットカード読取装置、電話、及びこれらの組合せ、から成る群から選択すること、を特徴とする請求項 5 に記載のシステム。

**【請求項 7】**

前記トラステッド転送サーバには、

前記クライアント及び前記サプライヤと通信状態にある取得転送サーバであって、前記トランザクションデータを受信するよう構成する前記取得転送サーバと、

前記トランザクションデータを認証するよう構成するセキュリティ保護した支払サーバと、を含むこと、

を特徴とする請求項 1 乃至 6 の何れかに記載のシステム。

**【請求項 8】**

前記トラステッド転送サーバには、クレジットカード決済システムを含むこと、を特徴とする請求項 1 乃至 7 の何れかに記載のシステム。

**【請求項 9】**

前記クライアントからの前記支払データを、請求項 1 乃至 8 の何れかに記載した前記システムの前記トラステッド転送サーバに、提出するよう構成するクレジットカード端末。

**【請求項 10】**

クライアントによるサプライヤへの支払を管理する方法であって、該方法には：

ステップ ( b ) - 前記サプライヤが、サプライヤ ID データ及びクライアント取得データを、前記トラステッド転送サーバに、送信すること；

ステップ(c) - 前記転送サーバにより、前記サプライヤIDデータ及び前記クライアント取得データを、前記サプライヤから受信すること；

ステップ(f) - 前記クライアントが、支払データを直接トラステッド転送サーバに送信すること；

ステップ(g) - 前記転送サーバにより、前記支払データを前記クライアントから受信すること；

ステップ(h) - 前記転送サーバにより、トランザクションデータをクレジットカード決済会社へ送信し、前記トランザクションデータには、前記支払データと、前記サプライヤIDデータと、前記クライアント取得データと、を含むこと、

を含むこと、を特徴とする方法。

【請求項11】

追加ステップ：

ステップ(a) - 前記クライアントが、前記クライアント取得データを前記サプライヤに送信すること；

ステップ(e) - クレジットカード端末により、前記支払データを暗号化すること；

ステップ(i) - 前記転送サーバにより、前記支払データを認証すること；

ステップ(j) - 前記転送サーバにより、前記クライアント及び前記サプライヤの少なくとも一方に更新メッセージを、送信すること、

の内の少なくとも1ステップを更に含むこと、

を特徴とする請求項10に記載の方法。

【請求項12】

前記更新メッセージには、

トランザクションを終了した際の成功メッセージ、データ受信通知、クレジットカード決済会社へのデータ転送通知、データ認証通知、エラーメッセージ、データ再提出要求、商業的データ、広告表示、から成る群の内、少なくとも1つを含むこと、

を特徴とする請求項11に記載の方法。

【請求項13】

追加ステップ：ステップ(d) - 前記転送サーバにより、支払データ要求を前記クライアントに送信すること、を更に含むこと、を特徴とする請求項10乃至12の何れかに記載の方法。

【請求項14】

前記支払データ要求には、前記転送サーバが生成する固有な取得IDを含むこと、を特徴とする請求項13に記載の方法。

【請求項15】

前記転送サーバには、前記トランザクションデータを受信するよう構成する取得転送サーバを備えること、及び前記転送サーバによりトランザクションデータをクレジットカード決済会社へ送信するステップ(h)には、前記取得転送サーバにより、前記トランザクションデータを、前記支払データを認証するよう構成したセキュリティ保護した支払サーバに、送信すること、を含むこと、を特徴とする請求項10乃至14の何れかに記載の方法。

【手続補正書】

【提出日】平成22年7月23日(2010.7.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】手続補正書

【補正対象項目名】手続補正2

【補正方法】削除

【補正の内容】

## 【 国際調査報告 】

INTERNATIONAL SEARCH REPORT		International application No. PCT/IL 08/01156
<b>A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER</b> IPC(8) - H04K 1/00 (2008.04) USPC - 705/78 According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC		
<b>B. FIELDS SEARCHED</b> Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols) USPC -705/78 Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched USPC -705/50; 705/64; 705/16 Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used) PubWEST(USPT,PGPB,EPAB,JPAB); Google Scholar Search Terms Used: acquisition, transact, purchase,r buy,data,information,validate, verify, authentic, pay,server		
<b>C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT</b>		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X	US 2003/0200184 A1 (Dominguez et al.) 23 October 2003 (23.10.2003)entire document, especially para [0009],[0011],[0036],[0049],[0063], [0090],[0110].	1-19
A	US 2005/0261984 A1 (Hutchison et al.) 24 November 2005 (24.11.2005)entire document	1-19
<input type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C. <input type="checkbox"/>		
* Special categories of cited documents: "A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance "E" earlier application or patent but published on or after the international filing date "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified) "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means "P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed "T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention "X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone "Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art "&" document member of the same patent family		
Date of the actual completion of the international search 16 January 2009 (16.01.2009)		Date of mailing of the international search report <b>12 FEB 2009</b>
Name and mailing address of the ISA/US Mail Stop PCT, Attn: ISA/US, Commissioner for Patents P.O. Box 1450, Alexandria, Virginia 22313-1450 Facsimile No. 571-273-3201		Authorized officer: Lee W. Young PCT Helpdesk: 571-272-4300 PCT OBP: 571-272-7774



---

フロントページの続き

(81)指定国 AP(BW, GH, GM, KE, LS, MW, MZ, NA, SD, SL, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), EA(AM, AZ, BY, KG, KZ, MD, RU, TJ, TM), EP(AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, MT, NL, NO, PL, PT, RO, SE, SI, SK, TR), OA(BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, ML, MR, NE, SN, TD, TG), AE, AG, AL, AM, AO, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BH, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DO, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT, HN, HR, HU, ID, IL, IN, IS, JP, KE, KG, KM, KN, KP, KR, KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LT, LU, LY, MA, MD, ME, MG, MK, MN, MW, MX, MY, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PG, PH, PL, PT, RO, RS, RU, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, ST, SV, SY, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US, UZ, VC, VN, ZA, ZM, ZW